

## 不完全燃焼事故

2階和室(5)において、平成14年から平成15年の冬期間に発生したと推定される不完全燃焼事故の疑いのある痕跡があることを、平成18年の建物調査時に知り、同年、行った建物診断調査により、不完全燃焼事故の発生を確認した。

建物調査を終えた際に(株)博善社社員に2階和室(5)の汚れについて話をしたが社員からの返答はなかった。

建物診断調査時の2階和室(5)は天井クロス、壁クロスが上張りされ、不完全燃焼事故の痕跡を隠す行為が行われていた。

不完全燃焼事故はポータブル灯油暖房機の持込みによる事故で、清田消防署の査察において、不完全燃焼を起こしたと思われるポータブル灯油暖房機を清田消防署は確認している。

不完全燃焼事故は、エアコン(吹き出し・吸込み)と換気設備が稼働していれば起こらなかった事故であったという認識を持っている。

建物調査時には2階和室(5)と1階2和室に灯油FF暖房機が無断設置されていた。

不完全燃焼事故は経費削減のために、ポータブル灯油暖房機が使用されたものと思われる、灯油FF暖房機の燃焼時にエアコン・換気設備の無作動が推測される。

(株)博善社はロードヒーティング用ボイラーと2階給湯室(3)の給湯器の無断設置工事を行っている。この設置工事は燃焼に必要な必要換気量を考量せず、設置基準を満たしていない工事であり、葬儀に参列する人々の安全を無視した無断設置工事である。

これら無断設置により、適切な建物の維持管理が行えない状況に陥っている。

### 2階和室(5) 天井

エアコン(不完全燃焼の痕跡) 取り外しによる天井隙間



竣工 2階和室(5)



灯油 FF 暖房機設置 2階和室(5)



竣工 1階和室(2)



灯油 FF 暖房機設置 1階和室(2)(3)

